

県民の信頼確保に向けた改善策の実施

県民の信頼確保に向けて、次の3つの改善策を実施する。

※なお、本改善策は、職員公益通報事案（令和6年4月4日付け）の調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえたものである。

1 職員公益通報制度における外部窓口の設置

職員等がより公益通報をしやすい体制を構築するため、新たに県外部の公益通報窓口を追加

2 物品受領ルールの明確化

(1) 財務規則の改正

物品の無償借入れに関する手順が不明確であったため、財務規則を改正し、明文化

(2) ガイドラインの策定 ※(1)の財務規則の対象外の食べ物等を対象

利害関係者の範囲や受領できる場合を整理した、知事を含めた職員等が参照するガイドラインを策定

3 組織マネジメント力向上特別研修の実施

幹部職員の立場から、風通しのよい組織づくりに向けた理論と実践を学ぶ研修を実施

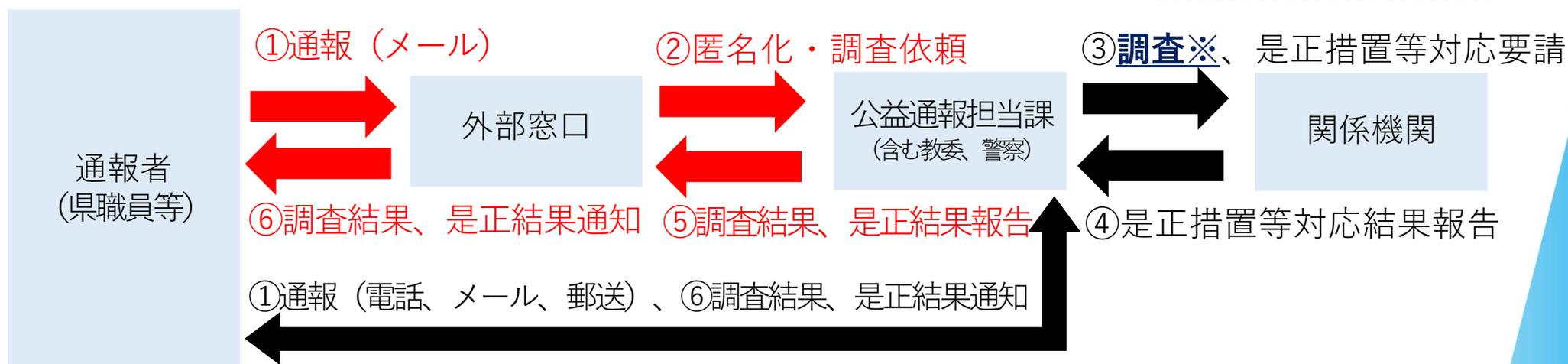
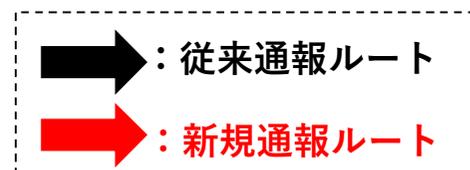
1 職員公益通報制度における外部窓口の設置

県職員等がより公益通報をしやすい体制を構築するため、新たに県外部の公益通報窓口を追加し、組織の自浄作用を一層発揮することで、県民に信頼される県政を推進する。

設置場所 県内弁護士事務所 1カ所

設置時期 令和6年12月16日（月）

通報方法 電子メール（匿名でも可）



※必要に応じ弁護士等による外部調査が実施できるよう制度要綱を改正

2 物品受領ルールの特明確化(1)財務規則の改正

現行の財務規則においては、物品の**無償借入れに関する手続が不明確**であったため、財務規則を改正し、**手続を明文化**する。

手続の内容

物品の無償借入れをしようとするときは、**寄附を受ける場合と同様に**、相手方から**無償貸付書を提出**してもらった上で、物品管理者が**物品無償借入決定書により決定**する。

公布・施行日

令和6年12月11日（水）

【参考：財務規則の改正条文】

区分	条項	現行	改正案
寄附 →改正なし	第139条 第1項	物品管理者は、寄附により、又は公有財産若しくは占有動産からの編入により物品を取得しようとするときは、これを物品取得決定書により決定しなければならない。	同左
	第139条 第2項	物品管理者は、前項の規定により寄附による物品の取得をしようとするときは、相手方から寄附申出書を徴さなければならない。ただし、寄附申出書を徴することが不相当と認められるときは、この限りではない。	
無償借入れ →明文化	第139条の2 第1項		物品管理者は、物品の無償の借入れをしようとするときは、 物品無償借入決定書により決定 しなければならない。
	第139条の2 第2項	規定なし	物品管理者は、前項の規定により物品の無償の借入をしようとするときは、 相手方から無償貸付書を徴さなければならない 。ただし、無償貸付書を徴することが不相当*と認められるときは、この限りではない。

* 貸付書を徴することが不相当と認められるときは、災害時等で貸付書を徴する暇がない場合など

2 物品受領ルールの特明確化(2)ガイドラインの特策定

県民等から疑念や誤解を招かないよう、財務規則の特対象外となる**食べ物、ノベルティグッズ**など個人が消費する**ような物品**の特受領についての特**ガイドライン**の特策定する。

なお、今後の運用の特状況に特応じて、**適宜、柔軟**に見直していく。

ポイント

- ✓ 食べ物等について、**利害関係者からは原則受領しない**。
- ✓ 職員等全員が参照し、適切に判断できるように、**利害関係者の範囲**や**受領できる場合**を整理して特明確化。
- ✓ 一般職員だけではなく、**知事、副知事も対象**に含む。

策定・通知日

令和6年12月11日（水）※通知に加え、職員研修、綱紀肃正通知等により周知

【参考：ガイドラインの内容】

区分	内容
利害関係者の範囲	① 許認可等の相手方、② 補助金等の交付の特対象者、③ 検査等を受ける者、④ 不利益処分の特名宛人、⑤ 行政指導を受けている者、⑥ 事業の特発達、改善及び調整の特事務の特相手方となる事業者等、⑦ 契約の特相手方(申込をしようとする者を含む。)、⑧ 職員が職務として携わる事務についての特入札に参加するために必要な資格を有する事業者など 特定の事務の特相手方
受領できる場合	○ 宣伝用物品又は記念品であって 広く一般に配布 するための 食べ物等 ※ ※カレンダー・ペン等の パーティグッズ 、試供品等 ○ 多数の者が出席する式典・大会 等の 記念品 ○ 職務として出席した会議その他の会合の特 茶菓 ○ 業務上成果等の特確認が必要 な食べ物等（農業普及指導員の特指導等） ○ 外国政府や国際機関等からの 国際儀礼上の特食べ物等

※ 職員・所属で判断できない場合は、各部総務課長等が相談を受け付けることとし、相談内容や判断結果を記録して事例を全庁で共有する。

3 組織マネジメント力向上特別研修の実施

知事も含めた幹部職員を対象に、心理的安全性が保たれた**風通しのよい組織づくり**に向けて、**組織マネジメントやハラスメントの防止**等に関する理論と実践を学ぶ研修を**新たに実施**する。

区 分	内 容
1 対 象	知事、副知事、部長級職員、次長級職員 ※課長級以下職員は階層別研修において受講
2 内 容	「心理的安全性を高める組織マネジメント（仮題）」 風通しがよく自由に意見交換ができる職場づくりを進めるための組織マネジメントや、ハラスメントの基礎知識、ハラスメントの防止に関することなどを想定
3 実施方法	庁内会議室でのハイブリッド研修
4 講師及び実施時期	令和6年度実施に向け調整中
5 そ の 他	令和7年度以降も、昇任直後の部長級・次長級は必須受講とする。

職員公益通報に基づく是正措置等の要請（1/2）

令和6年4月4日付け職員公益通報事案について、調査結果及び公益通報委員会の審議等を踏まえ、**関係機関等に対し次のとおり速やかに是正措置等を実施するよう要請する。**

1 調査結果の概要

通報内容	調査結果の概要
贈答品に関する通報	<p>企業等からの贈答品の受領は、これまで慣例で判断されてきた。個人の判断に委ねられる余地があり、知事の意図しない贈答品の受領に繋がったケースが確認された。</p> <p>また、貸与期間を定めた書類等が不在であるため、貸与を装った贈与と誤解を受けたケースが確認された。</p>
パワーハラスメントに関する通報	<ul style="list-style-type: none">○ 知事は、業務上の必要性から、職員に対して強い口調で指導することがあったと認識している。○ 日時や場所が特定された事案等に係る職員のうち一部の職員は、強く叱責されたと認識する者が確認出来た。この場合においても、「パワーハラを受けた」と認識する者は確認出来なかった。○ 叱責された職員の周囲の職員も、知事から叱責を受けたことを聞いたことを記憶しているものの、知事の具体的な言動を把握する者は確認出来なかった。○ 以上を踏まえ、今回の調査では、パワーハラと認められる事案があったとの確証までは得られなかった。

職員公益通報に基づく是正措置等の要請（2/2）

2 是正措置等対応方針

項目	是正措置
① 物品受領ルールの特明確化	<p>県(組織)として受領できる物品→財務規則の改正 無償借入れの規定を追加し、手続きを明確化</p> <p>県(組織)として受領できない食べ物等→ガイドラインを策定 受領できない利害関係者の範囲や禁止行為などを示すガイドラインを策定</p>
② ハラスメント研修の特充実 【参考：事務フロー】	組織マネジメント力向上特別研修の実施

